前金払制度の支払限度額の撤廃について

多可町では、建設業者の経営環境が依然として厳しい状況にある中、受注者への円滑な資金提供を図ることで、資金繰りの改善や下請業者等への適切な支払に資するため、令和６年10月から前金払制度の支払限度額を撤廃します。

１．対象となる工事

現在、町が発注する請負金額１件５百万円以上の工事について、その請負金額の 10 分の４以内（10 万円未満切捨て）において、前金払を実施しています。これまで、「６千万円」としていた支払限度額を撤廃します。

また、中間前金払制度は、工事の中間段階で一定の認定要件を満たしている場合、当初の前払金に追加して、請負金額の 10 分の２以内の前金払を行うものです。

なお、中間前金払は、当初の前金払と同様に保証事業会社の保証等が必要ですが、部分払に比べ、出来高検査が不要となりますので、申請手続きは容易となっています。

２．対象となる工事

多可町が発注する建設工事のうち前払金を支出したものが対象です。また、契約締結時に中間前金払を選択している必要があります。

測量又は工事の設計若しくは調査等を除きます。

３．中間前払金の額

請負金額の 10 分の２以内（10 万円未満切捨て）※限度額は設定しません。

当初の前払金と合わせて請負金額の 10 分の６を超えることはできません。

４．認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していることが必要となります。

① 工期の２分の１を経過していること。

② 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の２分の１以上の額に相当するものであること。

④ 中間前金払と部分払の選択該当工事において、契約締結時に中間前金払を選択していること。

５．支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証証書を添付した上で、当町が定める様式にて請求することが条件となります。

６．中間前金払と部分払の併用禁止

１件の工事について、中間前金払と部分払の両方を受け取ることはできません。契約締結時にどちらかを選択してください。

ただし、債務負担行為に係る契約（年度ごとに出来高予定額を定めた契約）については、各年度末の部分払と併用できます。

７．中間前払金の請求手続きについて

① 認定の請求

受注者は、「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して、中間前金払の要件を満たしていることの認定を町に請求します。ただし、認定に疑義があるなど場合には、この他に進捗を確認できる書類等の提出を求めることがあります。

② 認定調書の通知

町は、「中間前金払認定請求書」の提出後、直ちに中間前金払ができる要件を満たしているか否かを判断し、「中間前金払認定調書」で通知します。

③④保証事業会社への中間前払金保証の申込・保証証書の発行

受注者は、「中間前金払認定調書」を添えて、保証事業会社に中間前払金保証の申込をし、保証証書の発行を受けます、

⑤ 中間前払金の支払請求

受注者は、「前払金請求書」及び保証事業会社が発行した保証証書を町に提出して、中間前払金の支払請求をします。
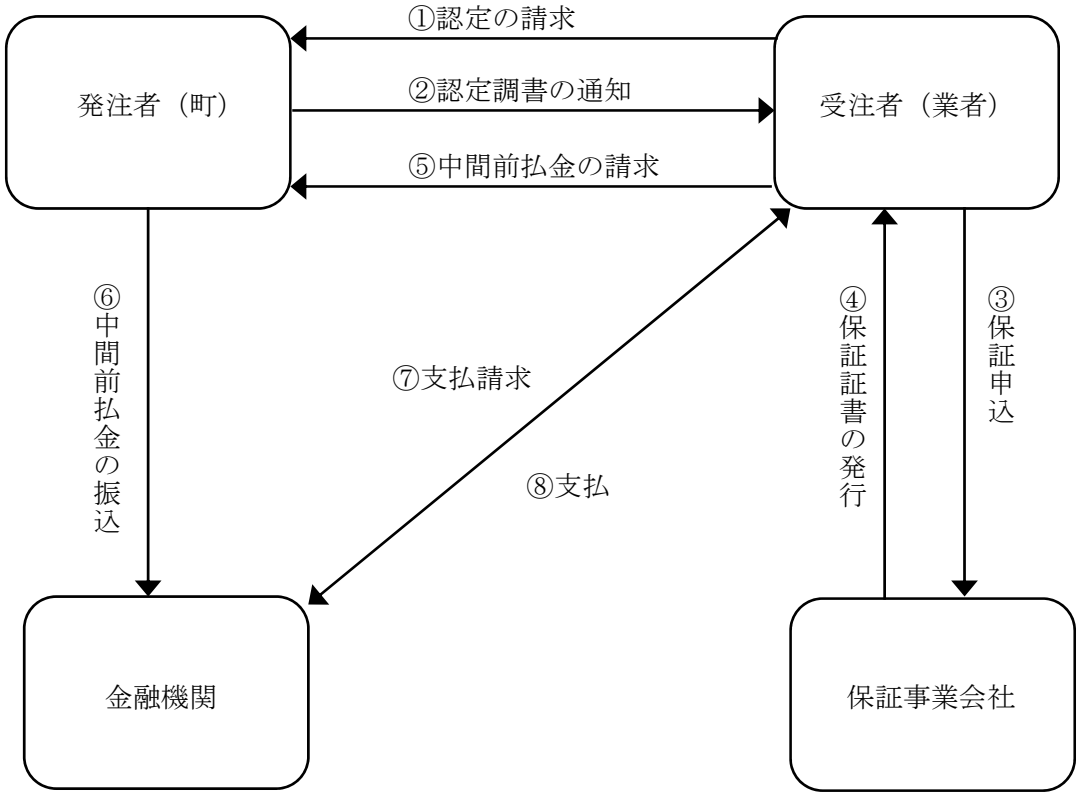
⑥ 町は、支払請求を受けた後、原則 14 日以内に受注者が指定する前払金専用口座に中間前払金を振込みます。ただし、特別の理由がある場合には、支払期限を延長します。